事 業 主・事務担当者 様

神奈川県機器健康保険組合

## 短時間労働者の社会保険の適用拡大について

秋涼の候ますすご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年10月1日より、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が施行されるのにともない、短時間労働者の社会保険の適用が拡大されます。

つきましては、下記のとおり変更される内容等についてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

## 令和6年10月からの改正内容

### 特定事業所の人数要件の見直し

(変更前)被保険者数(短時間労働者を除く)の総数が常時101人以上の事業所

(変更後)被保険者数(短時間労働者を除く)の総数が常時51人以上の事業所

対 象	要件	令和 4 年 10 月から (現行)	令和 6 年 10 月から (改正)	備考
事業所	規  模	常時 101 人以上	常時 <b>51 人以上</b>	適用事業所に使用される厚生年金保険の被保 険者の総数で判断
	労働時間	週 20 時間以上	変更なし	原則、契約上の労働時間が20時間以上であることで判断。なお、残業時間は含めません。(雇用保険の取り扱いと同様)
短時間 労働者	賃 金	月 8.8 万円以上	変更なし	基本手当、諸手当で判断し、通勤手当、賞 与、残業代等は含めません。
	勤務期間	継続して2カ月を超えて 使用される見込み	変更なし	雇用契約期間が2か月以内であっても、実態が2か月を超えて使用される見込みがある場合は、雇用期間の始めから遡及して適用対象となります。
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	卒業前に就職し、卒業後も引き続きその会社 に雇用される場合や休学中の学生、定時制の 学生は適用対象となります。

## CHECKI人の特定適用事業所に該当する場合の事業所へのお知らせについて

該当事業所には、9月上旬に日本年金機構より「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付されます。

## CHECK! // 対象事業所の当組合への手続きについて

令和6年10月1日より、短時間労働者に該当する資格取得届を提出する場合、日本年金機構からの「特 定適用事業所該当事前のお知らせ」の写しを付けてご提出ください。(当該通知書の添付は初回のみ)

## CHECKLAA。短時間労働者として被保険者資格を取得し区分変更があった場合

「短時間労働者」から「通常の労働者」に変更した場合は、当該事実が発生した日から5日以内に「健康 保険被保険者区分変更届しの届け出が必要となります。

また、現在被保険者の方で、令和6年10月以降に勤務日数・時間等を減らすなどの雇用条件の変更等によ り、短時間労働者となる方についても「健康保険被保険者区分変更届」をご提出ください。

## CHECK! //2。被扶養者が短時間労働者として資格取得した場合

現在、当組合の被扶養者となっている方が、短時間労働者として被保険者資格取得した場合、被扶養者資 格の削除が必要となります。被扶養者異動届に保険証を添えて当組合へご提出くださいますようお願いい たします。なお、被扶養者削除日については、短時間労働者の資格取得日と同日となります。

# CHECK!

## 詳細については下記特設サイト等をご確認ください

#### 【厚生労働省 HP】

社会保険適用拡大特設サイト



https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/

#### 【日本年金機構 HP】

令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html



短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集 (令和6年10月施行分)



https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.files/QA0610.pdf

※日本年金機構から送付される 「特定適用事業所該当通知書 | 等についてのお問い合わせは管轄 の年金事務所へご連絡ください。

(お問い合わせ先)

神奈川県機器健康保険組合

TEL 045-641-7713